

畳産業の現状と課題 目次

H27. 3. 19 畳類公正競争規約作成連絡会

1 市場規模

- (1) 畳
 - ① 畳
 - ② 畳工事
- (2) 畳表
 - ① 国産畳表
 - ② 輸入畳表・畳床
 - ③ 工業表（化学表）
- (3) 畳床
- (4) 流通

2 輸入動向

3 流通・販売の実態

- (1) 畳類の種類ごとの流通実態
 - ① 国産畳表
 - ② 輸入畳表
 - ③ 畳床
 - ④ 畳縁等
- (2) 畳の製造・販売の実態
- (3) 生産者・製造業者、流通業者、畳店の関係
- (4) 畳類の種類ごとの表示の現状（表示者ごとの表示例）
 - ① 畳表
 - ア 日本農林規格（JAS）
 - イ 畳表
 - a 広島
 - b 福岡
 - c 熊本
 - d 輸入畳表
 - ② 畳床
 - ③ 流通（産地・消費地）
 - ア 産地問屋
 - イ 消費地問屋
 - ④ 畳（畳店）
- (5) 畳類の販売における課題
 - ① 畳類の販売に関する消費者相談
 - ② 畳業界での販売に関する問題点
 - ア 畳に関する問題点
 - a 製品・商品説明・商品選択・サービスに関すること
 - b 品質・価格に関すること
 - c 産地・表面加工・品質表示に関すること
 - d 品質管理・技能の重要性に関すること
 - イ 畳表、畳床、畳縁・諸資材の表示に関する問題点
 - a 畳表
 - b 畳床
 - c 畳縁
- (6) 問題となる表示例
 - ① 国産畳表（流通（産地）を含む）
 - ② 輸入畳表
 - ③ 畳床
 - ④ 流通（消費地問屋）
 - ⑤ 畳（畳店）
- (7) 畳の販売における表示ルールの必要性

4 畳の表示のあり方

- (1) 表示の対象とする畳類の範囲と表示項目
- (2) 商品説明時及び納入時の必要表示事項
- (3) 広告における畳類の表示事項

5 その他

- (1) 連絡会加盟団体の位置づけ（役割）
- (2) オブザーバーの位置づけ（役割）
- (3) 連絡会加盟団体の概要（別添1）
- (4) 畳類の基礎知識（別添2）

1 市場規模

(1) 畳

① 畳

- ・ 畳は日本固有の敷物であり、その歴史は「菅畳八重」「皮畳八重」などの記述がある古事記にまでさかのぼる。この頃は、まだ畳床などはなく、コモなどの敷物を重ねたものと推測されるが、奈良東大寺、正倉院に現存する聖武天皇（710～794）ご使用の「御床畳」は現在の畳にごく近いものである。現在のような形で畳が使用されるようになったのは、鎌倉時代から室町時代にかけて、書院造が生まれてからで、部屋全体に畳を敷きつめる使い方に発展した。桃山時代さらに江戸時代に至るなかで、数奇屋造や茶道が発展して普及し、徐々に町人の家にも畳が敷かれるようになり、さらに庶民が使用できるようになったのは江戸時代中期以降といわれている。南北に長く、かつ四季のある日本の気候風土に適合する住まいの床材として進化発展し、さらに日本人の生活様式や日本文化の発展に少なからず関わってきた。
- ・ 畳は、我が国の住宅環境において、特に和室を構成する重要な床材であるが、住居空間の洋風化や核家族化の進展、景気の低迷による住宅新設着工戸数の減少等により、畳産業は、近年ますます厳しい環境にある。
- ・ 経済産業省工業統計によれば、平成14年の畳、畳床の出荷枚数は2,291万枚、出荷額は887億円で、平成24年（2012年）はそれぞれ692万枚、359億円（いずれも4人以上の事業所）となっており、ここ20年で出荷枚数は66%減、出荷額は60%減となっている。

表－1 畳、畳床の出荷枚数の推移

（単位：万枚、億円）

	4人以上の事業所			全事業所		備考
	出荷枚数	出荷額	事業所数	出荷枚数	出荷額	
20	783	412	945	1,176	648	
21	686	359	765	—	—	
22	663	346	708	—	—	
23	669	353	748	971	519	
24	692	359	628	—	—	

資料：経済産業省「工業統計」

② 畳工事

- ・ 畳工事は、概ね以下に大別される。

	新畳	表替え
① 消費者から畳店への依頼によるもの	2割程度	8割程度
② 工務店等から畳店への依頼によるもの	8割程度	2割程度
③ 官公庁から直接畳店への依頼によるもの		僅か

④ ホームセンター等畳業界以外の取扱 ごく僅か

上記の流れを更に細かくすると次のような構図となる。

官公庁→ゼネコン・工務店→畳店→（下請け畳店）

官公庁→ゼネコン・工務店→畳店

ゼネコン→工務店・畳店→（下請け畳店）

- ・ 畳店における畳工事の需要は、概ね以下に大別される。

① 新畳（新たに畳を敷くもの）	20%
② 表替え（畳表を貼り替えるもの）	70%
③ 裏返し（畳表を裏返すもの）	10%

(2) 畳表

① 国産畳表

- ・ 畳表は、いぐさ、七島い、その他いぐさ状の素材を緯とし、麻糸、綿糸等を経として製織したもので、畳床の表面に縫い付け又は貼り付けて使用するものである。
- ・ 国産畳表は、国内のいぐさ生産農家がそれぞれ畳表に製織して出荷しており、かつては全国各地で生産されていたが、現在は熊本県（八代地域）が主産地（全国シェア96%）となっている。
- ・ 平成年代初頭から、中国からの開発輸入が始まり、平成5年以降本格化し、平成16年以降、安価な中国産畳表の輸入が急増。
- ・ このような状況の中で、国産いぐさ・畳表の生産量は、昭和47年をピークに減少傾向にあり、農林水産省生産所得統計によれば、平成25年(2013年)のい・い製品の農業産出額は、75億円となっている。

② 輸入畳表

- ・ 畳表は、昭和36年に輸入が自由化され、昭和60年のプラザ合意を契機に急激に円高が進んだことを背景に、平成年代初頭から中国産の安価な畳表の輸入が増加しはじめ、平成6年にピークに達した後、一旦減少したが、平成10年から再び増加に転じ、平成16年に再びピークに達した後は、減少が続いている。
- ・ 財務省貿易統計によれば、平成26年（2015年）の畳表の輸入額は110億円であり、ピーク時（平成14年：122億円）の約90%となっている。
- ・ 畳表は、かつては中国、台湾、韓国、ベトナム等から輸入されていたが、近年は、ほとんどが中国産（平成26年：100%）である。

③ 工業表（化学表）

- ・ 天然素材のいぐさの代わりに工業製品を使った畳表も徐々に普及している。主には、機械抄き和紙を燃って樹脂コーティングしたものや、ポリプロピレン等の化学繊維を成型したものをそれぞれ緯として製織したものなどがある。業界では化学表と称している。
- ・ 工業表は、水、汚れに強く、豊富なカラーバリエーションによりフローリングとのコーディネートも可能であることから、旅館の大広間や廊下、居酒屋のほか、一

般家庭でもリビング・ダイニング、子ども部屋など使用頻度の高い場所を中心に平成10年頃から徐々に需要が伸びており、平成25年においては、畳表の需要量の1割程度を占めるに至っている。

表－2 畳表の生産量等について (単位：万枚)

	国産畳表 生産量	輸入畳表 輸入量	計	備考
2 2	405	1,537	1,942	
2 3	387	1,699	2,086	
2 4	332	1,385	1,717	
2 5	343	1,327	1,670	
2 6	367	1,413	1,780	

資料：農林水産省「作物統計」、財務省「貿易統計」

※注：輸入量は、畳表1枚当たりの平均使用量を1.7kgとして換算

※注：工業表（化学表）は、国内畳表の流通量の約12%（推定値）

(3) 畳床

- ・ 畳床は、畳の芯（本体部分）になるもので、稲わら、ポリスチレンフォーム板、インシュレーションボード（主に木材などの繊維を成形したもの）を材料として製造されたものである。
- ・ 畳床の製造比率は、建材畳床80%、稲わら畳床12%、稲わらサンドイッチ畳床8%となっている。
- ・ 財務省貿易統計によれば、平成26年の畳床の輸入額は約8百万円であり、ピーク時（平成元年：47億円）の0.2%となっている。

(4) 流通（産地・消費地）

- ・ 畳類の流通は、主に、畳表等の産地問屋、畳材商社、消費地問屋に大別される。輸入畳表に関しては、産地問屋や畳材商社が輸入業者をかねているケースが一般的である。
- ・ 畳表以外の資材は、主にメーカー・畳材商社・消費地問屋に大別される。
- ・ 消費地の市場流通規模を示す統計は存在しないが、畳表の流通量（いぐさの作付面積及び畳表の生産数量）にほぼ比例して増減しており、いぐさの作付面積は、毎年下降の一途を辿り、畳業界の縮小を裏付けており、流通も同じ下降線を辿っている。

2 輸入動向

- ・ 畳類の輸入は、いぐさ（原草）、畳表、敷物類（ゴザ等）及び畳床である。
- ・ 畳類の輸入の大部分は「畳表」であり、ほとんどは中国産である。

表－3 畳類の輸入量の推移

(単位：t)

	いぐさ (原草)	畳表	※畳表 (万枚)	敷物類 (ゴザ等)	畳床	備考
22	143	26,132	1,537	11,217	213	
23	179	28,883	1,699	11,101	294	
24	123	23,550	1,385	9,179	145	
25	134	22,560	1,327	7,753	153	
26	148	24,017	1,412	6,853	137	

資料：財務省「貿易統計」

※注：畳表の枚数は、畳表1枚当たりの平均使用量1.7kgとして換算

表－4 畳類の国別輸入量 (H26)

(単位：t)

	いぐさ (原草)	畳表	※畳表 (万枚)	敷物類 (ゴザ等)	畳床	備考
中国	93	24,017	1,412	6,827		
ベトナム	55			26		
台湾					137	
合計	148	24,017	1,412	6,853	137	

資料：財務省「貿易統計」

※注：畳表の枚数は、畳表1枚当たりの平均使用量1.7kgとして換算

- ・ 輸入畳表の太宗を占める中国産畳表の供給力は、減少の見込みである。中国の環境対策の強化が畳表の主産地である浙江省寧波地区の畳表工場にも波及しており、現在約90ある工場のうち、3～4割は廃業となる可能性がでてきている。(27年5月までには大勢が判明するとみられる。) 実際に供給量が減少するのは来年度(2016年7月)以降と予想されるが、今年度分についても、少なからず影響があるとみられている。継続する工場にとっては環境対策のための設備導入等により生産コストがアップすることが予想される。なお、供給不足となれば増産する可能性もありうる。

3 流通・販売の実態

(1) 畳類の種類ごとの流通の実態

① 国産畳表

- ・ 国産畳表の約96%を占める熊本産の畳表は、ほぼ次のようなルートで畳店まで届けられている。

いぐさ生産農家→市場(JA・私設)→産地問屋→消費地問屋→畳店

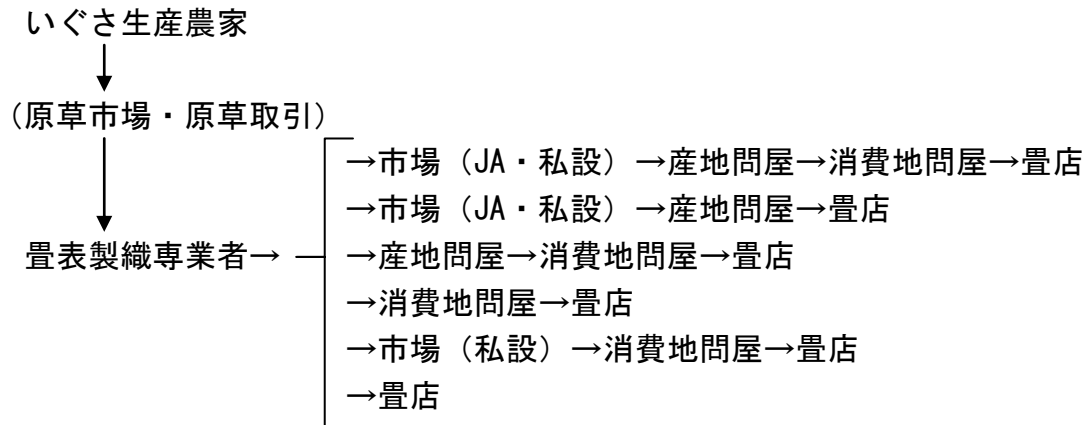
いぐさ生産農家→市場(JA・私設)→産地問屋→畳店

いぐさ生産農家→産地問屋→消費地問屋→畳店

いぐさ生産農家→産地問屋→畳店
 いぐさ生産農家→消費地問屋→畳店
 いぐさ生産農家→畳店

* 資材商社が畳表の流通に介在するケースもある。

* いぐさ生産農家の一部は原草にて販売するケースもある。その場合は、



② 輸入畳表

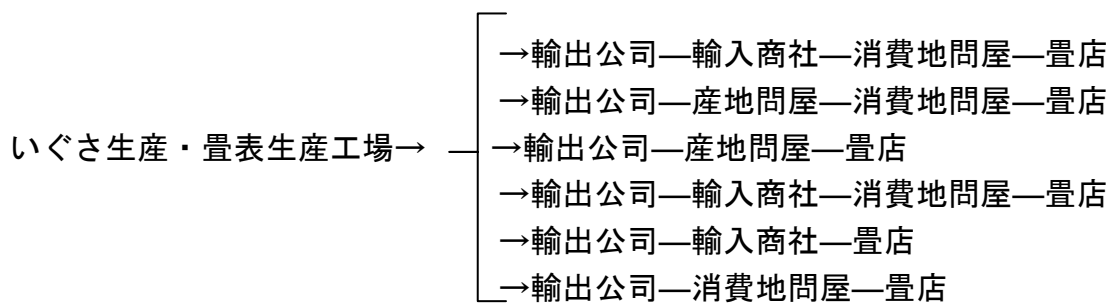
- ・ 輸入畳表は主に中国から輸入された後、国産畳表と同じように次のようなルートで畳店まで届けられる。

中国工場（輸出ライセンスを保有する中国貿易会社経由で輸出）

→輸入業者（産地問屋、畳材商社）→消費地問屋→畳店

* 輸入業者は例外的に業界外の商社に委託して輸入するケースもある。

* 消費地問屋、もしくは畳店が直接輸入するケースも一部にある。また、輸入業者（産地問屋、畳材商社）より消費地問屋を通さず直接畳店に販売されるケースもある。



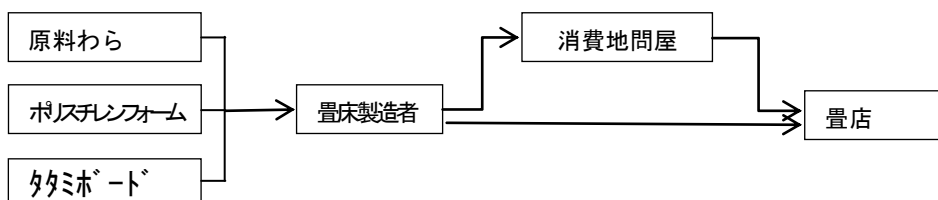
※いぐさ生産は農家で刈り取り以降を生産工場が受け持つことが多い

※国内に輸入されてからのルートは多岐にわたる。流通は複雑なこともあるため、表現が非常に難しいのが現実である。

③ 畳床

- ・ 畳床の流通経路は、以下のとおりで、畳床製造業者から直接畳店に届けられる場合と消費地問屋を経由する場合がある。それぞれの比率（数量ベース）は、概ね以下のとおりと推定される。

- ・ 近年畳床製造者が畳工事を直接行っている場合もある（床製造専門者は1割～2割程度のみ）。近年建材畳床の普及により消費地問屋が床製造を担う場合が多い。
- ・ 畳床製造業者→畳店 30%、
- ・ 畳床製造業者→消費地問屋（畳床製造業者が畳床を製造する場合も含む）→畳店 70%、



④ 畳縁等

- ・ 畳縁の約98%は国内生産で、産地は岡山県9割以上、福井県1割未満である。
- ・ 畳縁の流通は、以下のとおりである。
畳縁メーカー→畳材商社→消費地問屋→畳店
畳縁メーカー→消費地問屋→畳店
- ・ 流通ルートは、メーカー→商社→消費地問屋→畳店だが、一部メーカーは直接消費地問屋へ販売している。
- ・ 畳縁は現在3千種類以上あり、一つの流通ルートで流通する種類は数百程度が限度であるため、すべての商品を消費者が選択できるとは言えない。しかし、膨大な選択幅を消費者に提示することが最善とは言えず、ルートごとの特色を生かした販売形式で何ら問題はないと感じている。販売ルートが煩雑ではないためトレーサビリティに関して問題はさほどない。
- ・ 素材となる糸は、麻、綿もあるが、大半は頑強（ポリプロピレン、ポリエチレン等）なものであるため、畳縁の品質に関するクレーム等は少ない。
- ・ その他の副資材に関しても販売ルートが確定しているものが多く、流通段階での品質、トレーサビリティに問題はない。

(2) 畳の製作・販売の実態

- ・ 畳の販売が、その商品特性から見て他の物品販売と大きく異なる点は、受注生産であり、部屋ごとに採寸割り付けをして製作加工し現場への敷き込み迄を一貫して行うところである。
- ・ 製作過程では、敷居、畳寄せに合わせるなど細心の注意が必要であり、また畳床、畳表についての商品知識と製作経験により最終的な仕上がりに差が生じる。
- ・ 畳の製作の技術や品質管理の指標としては、畳製作技能士資格及び品質管理責任者資格がある。畳製作技能検定では専門性を重視し幅広い知識を求められる。品質管理責任者資格を得るためには、品質管理の講習会又は品質管理更新セミナーへの参加が必要であるが、商品の仕入れ、製作行程、出来上がった商品の品質劣化を招くことなく消費者へ届ける、現場での安全管理等の知識を身につけられる。これらは、安全と安心を担保するために必要な資格である。

(3) 生産者・製造業者・中間業者・畳店の関係

- ・ 畳店の畳表取扱の8割前後は、消費地問屋からの購入とみられるが、正確な数量の把握は困難である。消費地問屋の販売先は、各消費地の畳店などであり、各消費地問屋→当該地域の畳店が本来の姿であるが、畳需要の減少、情報の多角化、畳業界以外からの参入などにより、上記の流通形態はここ数年、目に見えて崩れてきている。
- ・ 畳工事は、新畳は工務店等からの発注が8割を占めるが、表替えは消費者からの発注が大半を占める。
- ・ いぐさ・畳表の生産流通の流れ（図－1）参照。

(4) 畳類の表示の現状

① 畳表

ア 日本農林規格（JAS）

- ・ 「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）」に基づく畳表の格付け表示として、畳表のJAS表示がある。種類ごとに品位、幅、長さ、たて糸の本数、重量、たて糸の種類及び強度等で格付けされており、原料いぐさの産地名、製織地名、製造者名も表示される。

なお、平成22年度の格付け実績は201万枚で、格付率は10.1%（農林水産省調べ）となっている。

(種類) 3種	(等級) 2等	(たて糸の種類) 綿
(原料いぐさの産地名) 熊本県	(製織地名) 熊本県	
	(認定機関名) 熊本県い業協同組合	
	(格付年月日) 090602	
(製造業者) JAやつしろ		

イ 畳表

a 広島

- ・ 備後特撰畳表

【折込証紙】

主旨：広島県産いぐさを広島で製織した畳表の証

表示基準：備後特撰表のうち広島県産いぐさ使用品

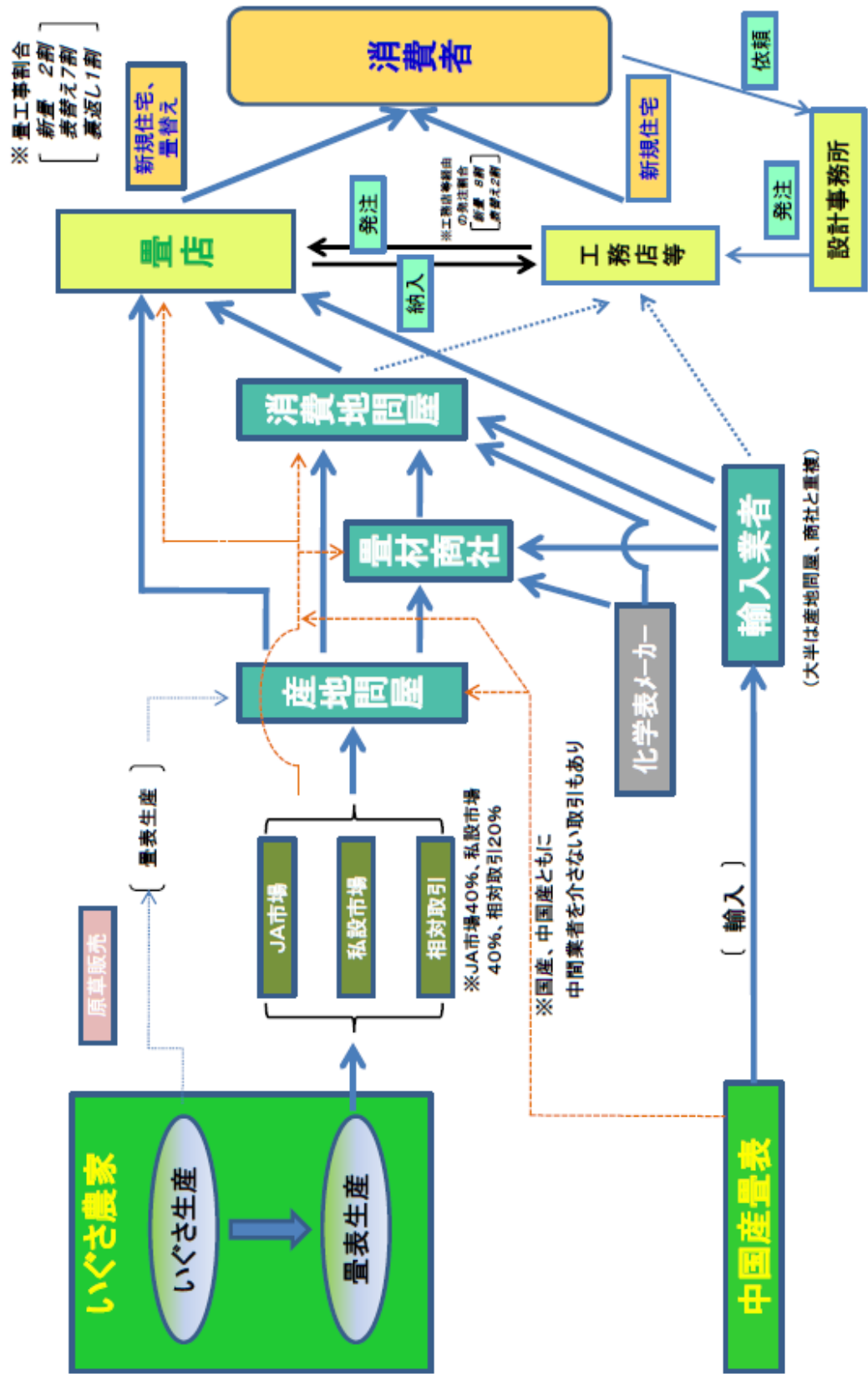
（ほ場の作付面積により枚数を管理）

表示項目：生産者名

格付実績：6～7千枚/年

図一1

いぐさ・畳表の生産流通の流れ





【破碎シール】

主旨：広島県のい製品業者が生産又は委託生産した国産畳表の表示

表示基準：品位、耳毛等の規格を満たすこと、備後特撰表の経系（広島県のい製品業者が委託生産するものに入る。）を使用

表示項目：原草産地、製織地、加工地、検査者等

格付実績：15～16万枚/年

※ 備後特撰の8割以上は熊本産原草、熊本製織、広島加工

(原草地) 広島	(製織地) 広島	(加工地) 広島
(原草地) 熊本	(製織地) 熊本	(加工地) 広島
(製品番号) 認定 001100		
(製品番号) 認定 001102		
bin-go 特撰		(年月日) 14.10.20
bin-go 特撰		(年月日) 14.10.20
		(検査) シ度
		(検査) シ度

b 福岡

- ・ 福岡産畳表

【国産シール】

主旨：天然の良質ないぐさを使用した純粋な国産品の印

表示基準：切りものは1枚ごと、長ものは前後に2枚貼付

表示項目：産地（県）名、生産者番号、等

格付実績：約9千枚（シール発注枚数ベース）



【出荷証明書】（私設市場）

主旨：出荷する畳表の表示

表示項目：生産者名、品名、数量、等

出荷実績：福岡県畳表市場、福岡県い製品市場の合計で約1,600枚/年
 (畳表換算で約30万枚/年)

受付番号	生産者	受付番号	
品名	五八通	品名	福い市
数量		数量	
検査	い草生産地 熊本・福岡	検査	福岡県い製品市場

福岡県畳表市場

【ブランド畳表の表示】

主旨：ブランド畳表の表示

表示基準：原草の生産基準、畳表の加工基準を満たすこと

表示項目：生産者名

出荷実績：博多華織約1,200枚/年、
 博多咲織約800枚/年（畳表枚数に換算）



c. 熊本

- ・ くまもと畳表国産シール、QRコード付きタグの挿入
 銘柄品については、認定証を添付
 経糸に「県証糸」が入っている。

また、生産者名のゴム印の押印（10枚連続の場合に1か所または2か所）、
 生産者独自で作成したラベル、生産者独自で作成した写真、等の表示もなされ
 ている。

【国産シール】

主旨：天然の良質ないぐさを使用した純粋な国産品の印

表示基準：切りものは1枚ごと、長ものは前後に2枚貼付

表示項目：産地（県）名、生産者番号、等
 格付実績：25～30万枚（シール発注枚数ベース）



【QRコード付きタグ】

主旨：熊本県産畳表の証

表示基準：熊本県内で製織された畳表であって、県証系使用、天然染土使用で着色剤不使用でい業協同組合の確認を受けたもの

表示項目：生産者名、QRコード（栽培履歴等）等

格付実績：約82%（導入農家数ベース）

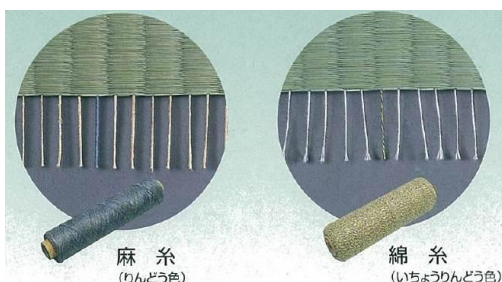


【県証系】

主旨：日本農林規格のたて糸の基準を満たし、熊本県産である証として

表示基準：JAS規格の経糸基準（太さ、引張強さ、伸び率、混用率）を満たすこと

格付実績：約319万枚（一卷当たり枚数で換算）

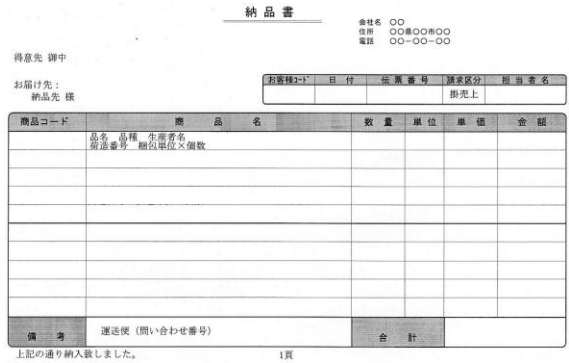
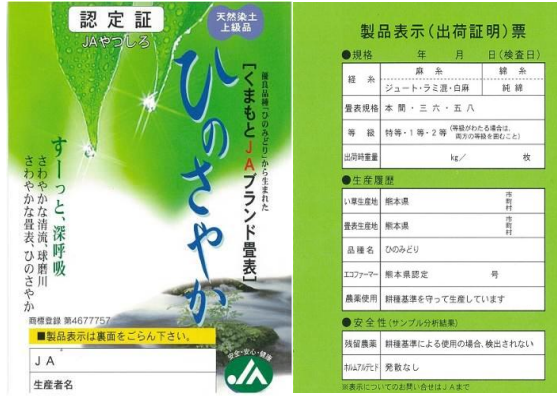


【製品表示（出荷証明）票】

表示項目：経糸、畳表規格、等級、重量、生産地、品種名、農薬使用等

（参考）納品書の事例例（産地問屋）

表示項目：品名、品種名、生産者名、数量、金額、等



出荷実績；

- ・ ひのさらさ 約1万5千枚
- ・ ひのさくら 約6万4千枚
- ・ ひのさやか 約77万枚

- ・ 畳の表示を行うにあたっては、材料となる畳表に関する情報が、産地から畳店に正確に伝わる必要不可欠であるとの観点から、熊本の産地では連絡会と相談のうえ、平成27年1月から独自に現在検討中の公正競争規約による表示項目を参考に「出荷証明書」の発行を試行している。

出荷証明書(国産畳表)

畳表の素材	いぐさ
素材の生産地	熊本県
経糸の素材	混紡/綿・綿綿・麻綿・麻・麻麻
製織地	熊本県
畳表製織者名	
表面加工 ・目的 ・使用資材又は薬剤	有 ・ 無
QRコード付きタグ	有 ・ 無
ロット番号	
ロット枚数	枚

d 輸入畳表

輸入畳表の表示（荷姿、納品書）の事例



納品書									
先方の会社名					会社名：〇〇 住所：〇〇県〇〇市〇〇 電話：〇〇-〇〇-〇〇				
商品コード	商品名称	等級	荷造番号	仕別番号	個数	数量	売上単価	売上金額	
310200	五八 糸引 2x4	丸	38-20	24	30	720.0			
0113	本間 線々 13x13	丸	30-5	20	5	100.0			
印							金額	売上金額合計	
※印付							消費税額	合計▶	
上記の通り商品いたしましたのでご確認ください。									

② 畳床

- 畳床のJIS工場認証を受けた工場で全日本JIS畳床工業協同組合に加入している組合加入業者は、下記の証紙（シールタイプ）をJIS製品に添付する。
グリーン地（上段）は、稲わら畳床と稲わらサンドイッチ畳床
オレンジ地（下段）は、建材畳床にそれぞれ一枚貼付する。
シールのサイズは、縦15.5mm×横6.5mm

【シール見本】①



【シール見本】②



- 畳床のJISとJISマーク表示

畳床のJIS（日本工業規格）は、昭和25年に「わら畳床」を対象に制定され、建材畳床の普及に伴い「建材畳床」が追加された。JISマーク表示は、昭和58年8月、工業標準化法による「品目指定」を受けて、官公需を中心に採用されてる。

- ・ 全日本畳事業協同組合の畳床に関する表示
昭和53年に品質管理事業が始まって以来内容の一部に変更はあるが畳床に貼付され使用されている

【畳製品の表示例】①全日畳 畳床（稲わら及び稲わらサンド畳床）

表示責任団体 全日本畳事業協同組合	
種 類	100W 95W 92W (60, 55)
等級及び区分	WR-S, 1, 2, 3 TB-C20, C25 PS-C20, C25, C30
製造業者名又は略号	
製造年月	
品質管理責任者氏名	
防虫処理方法	

品質規格表示 (稲わら畳床 稲わらサンド畳床)

該当製品にはC印で表示

【畳製品の表示例】②全日畳 畳床（建材畳床）

表示責任団体 全日本畳事業協同組合	
種 類	100W 94W 91W (50, 55)
構造及び材料による区分	KT-I KT-II KT-III KT-N KT-K TB 10× 15× PS-20, 25, 30
製造業者名又は略号	
製造年月	
品質管理責任者氏名	
防虫処理方法	

品質規格表示 (建材畳床)

該当製品にはC印で表示

③ 流通（産地・消費地）

ア 産地問屋

- ・ 品種、規格、生産者、などの畳表の仕入及び出荷の情報管理・保管を行っている。

消費地問屋同様出荷時には自社管理方法による記載で情報管理を行ったり、仕入記述事項をそのまま記載したりするなど、情報の伝達が確実にできるよう努めている。過去にさかのぼり様々な問い合わせやクレーム処理が的確にできるようにして管理に努めている。

イ 消費地問屋

- ・ 産地問屋からの表示、伝票記載事項を受け継ぐ形で畳表サイズ（五八・本間等）、縦糸の種類、織り方（諸目・目積等）、表種別（いぐさ、化学表等）等の情報を記載あるいは明記し、仕入れ管理及び在庫管理を行っている。

出荷時には自社管理方法による記載で情報管理を行ったり、仕入記述事項をそのまま記載し管理したりし、情報の伝達が確実にできるように努めている。過去にさかのぼりクレーム処理が的確にできるようにしておかなければ、すべての責任を自社で負うことになるため、情報の管理には特に気を使っている。

④ 畳（畳店）

- ・ 現在、主に表示（品質責任表示）を実施しているのは全日本畳事業協同組合の品質管理事業による表示が中心となっている。（一部個人で実施している畳店もあるが極少数に限られる）

全日畳では、昭和53年に品質管理委員会を立ち上げ、日本規格協会と共催で講習、試験を実施し合格者に品質管理責任者資格を付与し品質責任表示を実施してきた。表示内容は製造年月・生産者名・材料名・JISの表示等を記載した証紙を製品の裏面に貼付する形で行われた。

平成16年にJIS法が改正されるに至り、品質管理事業の内容の強化を図る意味で見直し、日本規格協会の協力のもと新たなカリキュラムを立ち上げ、三日間講習と試験を実施し資格を付与する新しい品質管理事業が開始され現在に至っている。全日畳での表示実施枚数は105万枚となっている。

なお、証紙を貼付することができる品質管理責任者は現在2,416名となっており、全日畳組合員3,479名（H26）の約7割が証紙による表示に取り組んでいる。

全日畳ではこれまで技能推進と品質管理事業を組合事業の柱と据えて品質責任表示の推進を強く進めてきたところであるが、あくまでも全日畳内部の事業である。しかし近年、産地偽装や不法表示の発覚やそれらに関連して逮捕者がでたこと、また公正競争規約の協議を進める中で全日畳の組合員のみならず畳業界全体の中で、消費者との信頼関係の再構築の重要性や、消費者重視の見地から正しい商品説明、品質責任表示の重要性に関して、これまでに大きく理解が深まってきている。

また、時代の変化や消費者の考え方も大きく変化しており、食品の表示偽装も大きな問題となっている現在、日本特有の床材である畳を生活必需品として将来に残すことは日本文化の伝承の面からも重要であり、消費者の信頼を得る意味で正しい表示は必要不可欠との立場から、今回の畳類の公正競争規約は、永い畳業界の歴史の中で時代が求めるものであり、消費者、畳業界にとって重要だと認識している。

【畳製品の表示例】 全日畳 品質規格表示

品質規格表示(加工)		表示責任団体			全日本畳事業協同組合		製造業者名又は略号	
		種 類	W()	製造年月				
区 分	畳表	たて糸 麻・綿	防虫加工	加熱・防虫紙・防虫布				
	畳床	いなわら畳床 いなわらサンド畳床 速材畳床	加工区分	新畳・表替・裏返し	品質管理 責任者氏名			

成吉思にはC印で表示

- ・畳類（新畳・表替え・裏返し）の納入時に畳の裏面に貼布している。

(5) 畳類の販売における課題

①畳類の販売に関する消費者相談

全国の消費生活センター等に寄せられた畳に関する相談は、過去10年間で1,722件だった（2005年度～2015年1月末日までの受付、2015年2月18日までにPIO-NETに登録された件数）。

相談内容は、他の商品でも見られる「契約・解約」関連が50%と最も割合が高いが、「安全・衛生」、「品質・機能」、「販売方法」に関する相談も寄せられている。（表-3）

畳に関する相談の具体例は、表-6のとおりである。

注：PIO-NET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワーク・システム）とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する情報を蓄積しているデータベースのこと。

表-5 畳に関する消費者からの相談内容

	分類	件数	総件数に占める割合(%)	備考
1	安全・衛生	243	14%	
2	品質・機能、役務品質	738	43%	
3	法規・基準	26	2%	
4	価格・料金	341	20%	
5	計量・量目	2	0.1%	
6	表示・広告	203	12%	
7	販売方法	539	31%	
8	契約・解約	867	50%	
9	接客対応	238	14%	
10	包装・容器	0	0.0%	
11	施設・設備	6	0.3%	

12	買物相談	2	0.1%	
13	生活知識	1	0.1%	
	総件数	1,722		

注：複数の分類に該当する相談があるため、内訳の合計件数と総件数は一致しない。

表－6 畳に関する消費者からの相談の例

相談内容	
2010年10月	畳替をし、雑巾がけをしたら青い色がついた。業者に生産国を確認したら中国製という。着色料が体に害がないのか知りたい。
2007年7月	4年前、アパートに入居時から畳からホッチキスの芯のようなもの出る。今までも20本ぐらい抜いたが危険なので交換して欲しい。
2007年6月	あるリフォーム業者を通じて先月末、畳の表替えと作り直しを依頼。契約したと思った金額と請求額が違う。納得がいかない。
2014年7月	自宅八畳間の畳購入契約をした。「畳床は今みんな化学床だ」と説明を受けたが本当か。健康被害が心配だ。相談できる機関はあるか
2014年8月	折り込み広告を見て畳の新調の契約をした。後日、新調ではなく表替えだと分かったので、差額を返金して欲しい。
2014年4月	畳表の張り替えを頼んだ。中国産と国産の見分け方が分からない。見分け方を知りたい。
2013年12月	畳を8畳交換したが注文した品と模様と産地が違う。業者に申出たが「注文を受けた品である」と言う。どうしたらよいか。
2013年11月	A県産の最高級品というイグサで畳の表替えをしたが、1カ月ほどで畳が茶色く変色した。本当にA県産なのか疑わしい。
2013年7月	アパート経営者。10年前に建てたアパートに1.5センチ厚さの畳が入っており2年毎に替えるよう今になって言われた。不納得だ
2013年2月	和紙の畳を購入したら2カ月後に表面がボロボロにななった。店は交換してくれたが、また同じようになった。同種の相談はないか。
2012年4月	畳の表がえをしたが、仕上がりが雑なので気に入らない。業者は貼り替えるというが、他の事業者から作り直してもらってよいか。
2011年8月	新聞広告を見て、畳替えを依頼した。見本を二つ見せられ、高い方の畳を注文したが、取り付けられた畳の品質が悪く、見本と違う。
2011年1月	床も含めて畳を入れ替えたが隙間があり危険。3回直しにきてもらったが直っていないので、再度対応を求めているが対応されない。
2008年7月	4月にリフォームをして畳を変えた。琉球たたみにしたが1枚の隙間が気になる。5ミリ以下だが、問題は無いか
2007年11月	外国産に畳替えした。業者とは長いつきあいで信用しているが畳が外国産なのが気懸かりだ。直接問い合わせるのは抵抗がある。
2006年8月	新聞の折り込み広告を見て2部屋の畳替えを依頼した。1部屋の畳が、い草の匂いがせず品物が悪いように思う。詳しい事を知りたい
2005年8月	畳を替える際、高くても国産の畳がいいと言われ、国産にするが、すぐ切れてしまう。中国産ではないのか。
2014年11月	畳の表替えを10畳分依頼。折ムラがありふちが茶色く変色しイグサの香りがしない等、値段に対して粗悪な商品だった。交換希望。
2014年10月	10ヶ月前、畳替えをした。その後、藁床商品を注文したのに泡スチロール商品にすり替えられていた事が発覚。業者の対応に不服。
2009年1月	畳35枚の表替えを国内産と確認し契約、品質が悪いので3分の1の料金しか払わなかった。本当に国内産なのかはっきりさせたい。
2005年7月	自宅の畳が古くなったので、近くの畳店に頼んで取り替えたら、畳が小さいので、下地の床が見える。苦情は言えるか。
2013年10月	当方畳屋。い草の荷主から国内産と称する畳張替用のゴザを購入したが、手触りなどが

	らどうしても国内産とは思えない。調査希望。
2009年12月	電話勧誘の畳店で国産畳替えを依頼。畳表の切れ端をみるとアジアの地名や外国語の品質表示シールあり。解約もしくは減額を希望。
2013年6月	畳の表替えを依頼したが、見本と違い粗悪な畳で、技術も悪い。解約したいが、できないなら畳の交換して欲しい。
2013年6月	新聞折込チラシの畳屋に畳替えを依頼。納品された畳の技術に納得できず、キャンセル等申し出ているが、業者から連絡がない。
2009年11月	畳表の張替えを頼んだが、1部屋張り替えた段階でブカブカしており、これ以上他の部屋の分は頼みたくないのので解約したい。
2007年9月	畳の張替えを業者に依頼し、届けてもらったが、空気が入ったように膨れており、出来上がりが納得できない。
2014年10月	畳の表替えを業者に依頼、国産で依頼していたのに中国産だった。業者に確認するが曖昧な返答。一緒に確認してもらえないか。
2014年8月	折り込み広告を見て、畳の表替えを頼んだが、納品されたものの品質が思ったより悪い。どう対応すればよいか。
2013年1月	畳24枚の畳替えをした。3日後に畳の縁に段差ができていることがわかり手直しの電話をしたが、何の対応もしてくれない。
2008年10月	近所の畳店で畳を注文したが、隙間があり、感触がふわふわしていて、不満だ。苦情を申し出たが、直そうとしない。
2008年2月	近所の畳店へ畳の作成を依頼したがサイズが合わず2cmほど隙間があいたのでやり直しを依頼したら断られた。対応が悪い
2010年3月	チラシの業者に料金の確認をするために電話を入れて訪問を受けた。高額な畳を強引に勧められ契約したが金額に見合った商品ではない
2014年9月	近くの畳業者に、畳の取り換えを依頼した。畳に大量のカビが発生したが、業者の施工や素材選びに問題があったのではないか。
2009年11月	畳を取り替えないかと訪問された。づかづかと2人が家に入り込んで、3日後に来ることを告げて帰った。業者名もわからない。
2008年11月	チラシ見て父が畳の交換を見積もってもらったが、他店の価格表と比べ割高で、業者自体は価格表公表しておらず不審。信用性は。
2005年11月	数年前、畳6畳分総取替えしたが、価格が高かったように思えてきた。平均的な価格を知りたい。
2009年10月	高齢の両親が畳替えをチラシで見た業者に頼んだら品質に比べ高額な契約させられた。問い合わせのための畳の専門機関はあるか。
2014年11月	チラシを見て畳を注文したが、訪問した営業員に勧められ、チラシにはない高額の商品を購入することになってしまった。解約希望。
2014年10月	畳替えて店主が持ってきた畳表の見本から選び注文。納入の畳は選んだ品より安い畳表が使用されていると思った。差額の返金を希望
2014年2月	畳がえを考えているが、適切な価格帯等あれば知りたい。
2013年10月	チラシが入っていた業者に畳の入れ替えを依頼したら、高額な請求になった。金額の妥当性を知りたい。
2013年9月	隣人の紹介で畳を入れ替えた後で、価格が相場よりかなり高額だとわかった。見積もり通りの金額であるが減額してほしい。
2013年7月	チラシを見て安い畳替えを依頼。見積もり時に高い畳を契約させられたうえ、作業員の態度が高圧的で怖かったので情報提供したい。
2008年6月	母が畳の張替えの契約をした。一畳2万円と値段が高いのに、どこのブランドかもわからない。解約したらどうなるのか。
2010年4月	畳の表替えが3,600円という内容のチラシを見て電話をした。担当者からの折り返しの電話で1万円を勧められた。おとり広告？
2009年11月	イグサは国内A産だが、畳を仕上げた職人が国内Bで作ったものなのでBの畳と表示するのだという。不信。
2008年9月	半額というチラシを見て畳店に見に行ったら、欲しい品物がさっぱりなく、伝票の控え

2014年3月	もなかった。ほかの業者はおとり広告と言う。 ネットで検索して畳替えの見積もりを依頼したら、ネットの広告より倍ほど高かった。契約はしていないがおとり広告ではないか
2014年10月	11か月前に注文住宅を建てた。畳が固く先月畳屋に調べてもらったらイグサでなかった。畳の素材の違いで名称を変えて欲しい。
2014年10月	去年新築時に居間と寝室に畳を入れた。畳はすべてイグサ表の畳と思っていたが、実際には化学表の畳であった。偽装畳と言えないか
2012年2月	畳販売店のHPに生産者である私の写真が無断で使用されている。取引はなく、消費者が勘違いし購入すると困る。
2013年7月	新聞の折り込み広告を見て、畳店に電話して来訪してもらい、注文。3日後に届いたが、畳床が発泡スチロールだった。解約したい。
2014年9月	折込広告を見てセカンドハウスの畳の表替えを依頼した。表示金額の他に縁の代金を別途払ったが説明不足があり不満。
2012年7月	新聞の折り込み広告で、畳表替2500円とあり問い合わせたら、普通の畳は8000円だと説明された。平均的な値段を知りたい。
2008年7月	税込み2,835円と記載された折り込み広告を見て、畳の表替えを依頼したら、縁代を別途請求された。不当な表示だ。
2014年4月	折込広告を見て業者に電話をして畳床の取り換えの見積りをしてもらったが、信用できるか。畳床の性能表示等あるのだろうか。
2013年7月	新聞の折込広告を見たら、国産の畳が安かったので、業者を見積りに呼んだところ、実際に安い畳は中国産のものだった。
2013年6月	表替え1畳2700円という広告を見て来訪を要請したが痛みが激しいため表替えではなく買い替えを奨められ承諾したが高かった。
2011年4月	いきなり男性3人が訪れ、畳表を替えると言う。承諾していないのに強引に作業をし、代金を請求した。詐欺だ。情報提供したい。
2010年11月	折込広告をみて畳の見積りを電話で頼んだが訪問時に高い畳を強引に勧められ仕方がなく契約した。解約を申出たが費用がかかるという
2005年8月	業者から注文した畳が出来上がったので持っていき、請求書を送ると何回も電話がかかってくる。畳の注文はしていない。
2014年3月	チラシをみて当該業者に電話した。業者からもっといい商品があると勧められて高額な商品を契約。巧妙な手口を情報提供する。
2013年7月	自宅和室の畳替えをしたいと町内の畳屋に連絡をした。口頭で金額を伝えられたが安いかわいかわ判断できない。どうしたら良いか。
2010年5月	母がチラシを見て畳替えを頼んだ。料金が一枚2700円のはずが10000円請求された。
2006年8月	麻糸の8,000円の畳という説明を聞いて、畳替えの依頼をしたが、無断で木綿糸の畳に変更された。納得できない。
2006年8月	電話で畳の表替えを勧められた。表替えの見積もりだったのに、実際は新しい畳の購入契約になり、見積以上の金額を請求された。
2013年2月	畳屋だと名乗って知らない業者から何度か電話があった。迷惑なので電話勧誘を止めて欲しい。電話での勧誘は法律で禁止すべきでは
2015年1月	大手建築業者の下請け業者。畳を発注したが、当社の都合で不要になった。クーリング・オフを断られ不満。
2014年5月	新築住宅の1年点検時に、畳の厚みが図面の寸法より薄いことが判明。業者は畳屋の判断でそうしたと言うが、交換を要求できるか。
2007年12月	一人暮らしの母が畳を裏返してもらおうと業者を呼んだが、入替える契約をしてしまった。取消の連絡をすると出張料を請求された
2007年2月	畳を新しくするため依頼した。畳24枚で13万円とは聞いていたが中国製のござだった。畳にランクがあるとの説明がなかった。
2014年10月	折り込みチラシを見て、業者に畳の表替の見積書を依頼したが、なかなか出してくれず、先に作業に取りかかると言われ不安。

2011年4月	チラシを見て業者に畳の張替を頼んだ。今日納品予定だが契約書に社印がない。営業担当者の名刺もくれない。不審だ。大丈夫か。
2005年7月	妹がチラシ広告で先着百名、畳替え2500円を契約したがヘリ代が高額で解約を言った所、注文済みなので畳15畳送ると言う。
2014年10月	畳を新しくして、水ぶきしたら、色が付いた。聞いたら、日焼け止めでありもうふかないように言われたが、大丈夫だろうか。
2013年11月	業者の電話勧誘員が「うすべりを2枚サービスする」と言うので畳がえをしたが、来訪した担当は「聞いてない」と言われた。不審。
2013年4月	畳業者より電話があり「畳を見せて下さい」と言われたので承諾。見積書を受け取ったが名称や住所の記載がない。契約をやめたい。
2011年10月	畳替の見積もりをしたが、契約に至らなかった。業者より材料等準備しており誠意を見せろと言われ1万円払った。必要があったか。
2006年11月	ラジオショッピングで畳を契約したが特上といわれたのに品質が悪くクーリングオフしたいができるか。
2005年6月	マンションの和室の6畳間にカビが生えた。不動産屋の紹介する業者に頼みたいが、電話で畳一式という見積は不安だ。

② 畳業界での販売に関する問題点

ア 畳に関する問題点

a 製品・商品説明・商品選択・サービスに関すること

畳は高度の技能を要する工業製品である。更に一般消費者の家屋の奥にまで入って作業を行うため、消費者との間に高い信頼関係がないと取引が成立しない側面もある。

これまで畳業界の中で直接一般消費者と接する（畳工事を受注・施工する）大半の畳店は技能の習得向上に努力を重ね、地域密着の業者として信頼関係を培ってきた。

しかし近年、見せかけだけの安価な表示により集客する業者が全国的に出現しており、それらの業者の商取引は営業段階から納品時に至るまで様々な問題があると聞き及んでいる。聞き及ぶというのは、クレームとして消費生活センター等に持ち込まれるものはごく一部であり、ほとんどが泣き寝入りしておられる状況と推察されるからである。要因としては、一般消費者において畳類の品質や、畳類（新畳・表替え・裏返し含む）の価格の知識、情報が不足していることが考えられる。聞き及ぶ情報としては未熟な技能による仕上がりの悪さ。威圧的な営業による消費者の精神的苦痛。（威圧的で横暴な営業を断れない状況等）結果として高額な買い物をしてしまったことへの不満等など。そのため、一般消費者の畳店に対する不信感が増大しているとの感を否定出来ない。このままでは和の文化の象徴的存在の畳そのもののイメージが大きく損なわれ畳文化の衰退に拍車を掛けることが危惧される。またこれらの業者意外にも一部畳店の中には、一般消費者に商品選択に必要な情報の説明や表示が不十分なケースもあり問題視されている。

また畳業界内では畳表の産地偽装やブランドの表示違反などが度々報じられ

ており業者間取引においても消費者の信頼に応える改革が求められている。

* 以下、畳店に寄せられた相談事例

- ① 畳業者が来るなり未だ商品説明等を受ける前に畳にマジックで印をつけ始めた。
別の人は畳床の状態を調べると言って畳表をカッターで切り裂いた。怖くて断れなかった。
また商品説明等は殆どなく押し付けられる様な形であった。
- ② 納品された畳に隙間や段差あり、指摘したら価格は畳表を取り替えるだけの料金で、寸法調整等は含まれていないと言われた。
- ③ 3部屋のうち軽量の2部屋だけを持ち帰り、重量のあるワラ畳の部屋はやってもらえなかった。
- ④ 6畳の部屋で家具が載っていない4枚だけやって、家具のある2枚はやってもらえず他の畳店に依頼した。
- ⑤ お宅の畳は特殊な畳であり針が折れやすいため、針の損料を貰いたい。
- ⑥ お宅の畳は特殊で広告の畳表は使えないと言われ高額な畳表で頼んだ。
- ⑦ 畳屋が畳を持ち帰った後に電話があり畳床が駄目だから取り替えると言われ仕方なく頼んだ。

しかし金額に関しては怖くて聞けず高額な請求書を受け取りご主人にも言えず、どうしたらよいか困惑している。

* 事前の商品説明や工事代金（総額）の説明も曖昧である。また特殊な畳の件も意味不明。畳店に寄せられた相談の例では、ほとんどが畳店の威圧的な態度に恐怖を感じている状況。

b 品質・価格に関すること

- ① サービス期間中と言うことで、勧められた1万円の表替えを頼んだ。納品された畳は拭いてなく足跡だらけだった。（床板を歩いた足で畳の上を歩いていた）畳屋が帰った後、畳を拭いたら畳表が毛羽立った。おかしいのではと電話したら再び来て、2万円のものなら毛羽立たないと言われ取り替えてもらった。

* 現在、流通している畳表（国産・中国産含め）で拭いて毛羽立つ様な畳表は珍しい。よほどの粗悪品だと推測される。

- ② 裏返しに半額セールという事で2000円で頼んだ。畳縁が追加になり一本2000円×2で4000円の追加になった。

* 裏返し代金6000円は高級（特殊）な畳の場合がある。しかし一般的な裏返し代金に比べると高額。

- ③ 畳（新畳・表替・裏返し）の市場価格の情報が少なく、情報は一部畳業者の店頭、ホームページ等でその業者の価格を参考にしかなく市場価格とは言えず問題がある。以前は地域の組合等で標準価格を提示していたこともあったが現在は独禁法で禁じられている。そのため、チラシ広告によるトラブルが多くなっている。

*そのため、公平な立場で、また専門的な立場での情報を発信し相談を受け付けることの出来る機関の構築が消費者保護の面からも必要不可欠である。

c 産地・表面加工・品質表示に関すること

- ① 現在大半の消費者は国産畳表をもとめている。しかし実際にはいぐさ畳表の国産品はいぐさ畳表全体の20%程度であり消費者の希望に答えられないのが現状である。そのため、産地を曖昧なままで受注する畳店が多い状況。
- ② 納品された畳を拭いたら色が落ちたとの話は時折耳にする。主には中国産の畳表と思われる。事前の表面加工の説明と納品時の品質表示が成されていれば苦情にはならない事例である。産地・品質・表面加工に関しては事前の仕様説明と、事後の納品仕様表示が一体となっていれば解決できる事例である。また中国産に関しても正しい商品説明がなされれば誤解もなくなり消費者の商品選択に資することになる。
- ③ 現在の日本農林規格（JAS）は公共工事向けの傾向が強く、一般消費者向けの畳工事には向かない面があり、改革が必要である。また業界内に畳表の業界標準が無く、一部ブランド品を除き明確なランク付けが成されていない。畳店は長年の経験から畳表の商品説明をするが消費者に対してその信憑性を問われた時、問題が生じる。一刻も早いJASの改正、業界標準の確立が望まれる。
- ④ 現在問題となっている畳業者の折込チラシ・HP上の広告は二重価格や、おとり価格まがいのものと言わざるを得ないものが多く存在する。消費者の保護や畳文化を継承を切望する畳愛好者、業界のためにも規制が強く求められる。

d 品質管理・技能の重要性に関すること

- ① 畳は高度な技能技術が要求される工業製品である。またその技能技術を活かし生産・経営・営業・サービスに反映させるためには品質管理が重要であることは日本が世界に誇る国産製品が証明している。消費者は畳（工業製品）を購入するにあたり材料や採寸から割付け製造加工、納品に至るまでの情報は商品選択上重要なものである。
- ② 消費生活センターに寄せられる苦情や、我々が聞き及ぶ苦情には品質管理や技能が未熟な為に起きたケースが多々見受けられる。畳に関しては受注から納品までがトータル的に商品であるとの認識が必要不可欠である。

イ 畳表・畳床・畳縁や諸材料の表示に関する問題点

a 畳表

- ① 産地表示や製織者名、生産年月等の記載が曖昧なものが多い。近年QRコード付きタグの挿入の割合が多くなり又、生産者の写真の入った表示も

増えており以前に比べれば大きく改善されている。しかし輸入畳表の場合は生産国以外不明な点が多く、消費者への説明に必要な情報が圧倒的に不足している。（生産者名・製造年月・表面加工・農薬の残有量等）

- ② 業界標準が無くランク付けが不明確。長年の知識、見識での判断で説明するしか方法がない。
- ③ 日本農林規格（JAS）の表示があるが公共工事向けが主体であり、一般消費者用として機能していない。
- ④ 苦情にカビの発生が見られる。消費者の知識には風呂や窓、革製品、紙などにカビが生えることには苦情を言う人はいないが、畳にはカビが生えることが異常だと思っている人が多い。
しっかりとした説明が不可欠である。

b 畳床

- ① 稲わら畳床・稲わらサンドイッチ畳床に関して消費者からの苦情はほとんどない。
- ② 建材畳床に関しては、ボードの臭いに関する苦情がある。メーカーによる改善と商品説明が重要である。

c 畳縁

- ・ 材質によって日焼けや変色することがある。また、熱により痛むことがあったり、近年ロボット掃除機の利用や、回転式ブラシ搭載掃除機の多用により畳縁が擦り切れる事案が発生しているため事前の商品説明が不可欠である。

(6) 問題となる表示例（表示者別）

① 国産畳表（流通（産地）を含む）

- ・ 国産畳表と輸入畳表の間には、3倍程度の価格差が存在する。一方で、畳表原料（いぐさ）の原産地や品質（ランク）は一般消費者には分かりにくく、且つ、輸入品が8割を占める（同様に、国産品においては熊本産が9割以上を占める）現状においては、いぐさもしくは畳表（製織後）の産地偽装が起こるおそれがある。

（例）①中国産→国産、②熊本産→広島産など

② 輸入畳表

- ・ 品質に関し、輸入表は国産表に比べて安定性に欠け、価格との整合性にバラツキが見られる。昨今の低価格重視の市場ニーズにより、粗悪品が入り込むケースが散見される。

③ 畳床

- ・ JIS畳床については、JIS規格に基づき表示を行っており、問題となる表示は指摘されていない。

④ 流通（消費地問屋）

- ・ 生産者情報を的確に伝達することは重要なことであるが、流通段階の詳細を開示することは取引に影響を及ぼすこととなるため不可である。ただしトレーサビリティの原則を否定するものではないので、事故等の発生時に対処できるよう常時流通の詳細を帳簿等により記載明記・管理・保管することは、流通段階においてもこれまでと同様、義務を負うべきものである。
- ・ 国産畳表は生産側からの表示ラベル情報を管理伝達すればよいのであれば多少の事務処理は多くなるが問題はない。
- ・ 輸入表も同様、輸入者からの情報の伝達は表示されたものを伝票等に記載することで処理できるのであれば問題は生じないが、国産と同様に、流通段階の詳細を開示することは不可である。
- ・ 工業表（化学表）、その他の副資材において、製造責任の所在を明記し伝達することは、伝票等への記載により処理することで可能となる。ただし複雑な情報をすべて記載することは非現実的であるから、伝票記載事項は簡単なものとし、詳細は別途管理することで処理する必要がある。
- ・ 必要な時に的確な情報を提示できるよう管理することを義務化し、流通時の帳票への記載は極力トレーサビリティに必要な簡易なものとする必要がある。

⑤ 畳（畳店）

- ・ これまでの畳店での表示での問題例としては、表示しない（したくない）畳店があることである。平成16年のJIS法改正に伴い、平成18年に品質管理事業のレベルアップを図った際、それらの畳店に容易に理解が得られない事態があった。表示に関して理解の無い畳店は消費者本位でなく自分本位の考え方の人がほとんどである。また、畳業界内の一部に表示不要論を主張する人もいて品質管理事業の推進の障害となった事例もあった。しかし、今回の公正競争規約策定の5年間の協議の中で、川上から川下まで全体で実施していこうという機運が高まってきており、少しずつ理解が得られてきている実感が感じられる。

今後、畳類の公正競争規約発効を機に、店頭・HP・テレビ・ラジオ・全ての広告表示、事前の商品説明時の表示、納品時の表示等において消費者に向けた正しい表示が成されることを、畳関係者はもとより広く一般消費者に向けて、業界を挙げて発信していく必要がある。

- ・ 今回の規約検討にオブザーバー参加されている建築士の方からも建売住宅等は、消費者に事前の説明が出来ないため、納入仕様書等の表示は不可欠である旨のご意見があった。
- ・ 独禁法の定めにより地域の組合組織での標準価格の検討が近年されておらず、畳の価格は安売りを掲げる業者のチラシの表示価格に影響され、消費者に対して安価な価格を提示する傾向がある。そのため、材料や手間の掛け方、サービス等に影響し品質の低下につながっている。将来畳離れとならなければ良いがとの懸念がある。

(7) 畳の販売における表示ルールの必要性

- ・ 近年、食品の産地偽装事件をきっかけに、消費者の正しい表示への関心や安心・安全志向が非常に高まっている。
- ・ 消費者にとっては、畳類は、外見から素材や産地、薬剤使用の有無などがわかりにくく、自ら選択して購入することが難しいという特性があり、ある調査では、国内の畳表生産量を大きく超える量の畳表が、国産として取り扱われているといわれている。
- ・ 畳業界団体では、従来から、独自に証紙・シールによる品質表示の取組を進め、消費者の信頼向上に努めているが、全体から見ると普及は一部にとどまっている。
こうした中で、今後ますます高まっていくであろう消費者の安心・安全志向や正しい表示への要請に、応えていかないと業界全体が地盤沈下してしまう。
- ・ こうした認識のもと、業界8団体が協力して畳類の表示に関する連絡会を設置し、適正な表示の在り方について検討を進め、畳表の産地表示も含め、消費者にわかりやすい畳の表示をすることにより、商品選択の正しい情報を提供していくこととしたものである。
- ・ 公正競争規約は、消費者の商品選択や事業者間の公正な競争の確保の双方の観点から踏まえて消費者庁及び公正取引委員会が認定するものであり、このようなルールを策定・遵守することによって、消費者の自主的かつ合理的な商品選択に資する表示が広がるとともに、事業者や業界に対する信頼性が増すというメリットもある。
- ・ 畳の販売について、消費者の自主的かつ合理的な商品選択を促進すると同時に、畳産業の健全な発展に資するために有効な対策であり、早急に公正競争規約を導入する必要がある。

4 畳の表示のあり方

(1) 表示の対象とする畳類の範囲と表示項目

- ・ 表示の対象とする畳類の範囲は、畳及び薄畳である。
畳及び薄畳は、畳類公正競争規約案第3条において、「畳床に畳表を縫い付け又は貼り付けたもの（畳床の表面に畳表を密着するように貼り付けたもの）であって、厚さ55ミリ及び60ミリのものを「畳」、厚さ12ミリ以上55ミリ未満のものを「薄畳」と定義している。
- ・ また、畳類は、注文によって畳敷部分を採寸し、割り付け、製造加工及び敷き込みして使用するものを対象とし、既製品（店頭で販売されているもの）は含まないこととしている。
- ・ 畳及び薄畳の販売においては、消費者からの注文によって製造（新畳、表替え、裏返し）が行われているため、畳店の店頭表示はほとんど行われておらず、納品時に製品に貼付して表示が行われている。ただし、この表示は、主に全日本畳事業協同組合が自主的に行っているものであり、畳及び薄畳の流通量全体の一部（畳の総需要量約1,500万畳に対し105万枚：1割程度）である。
- ・ 畳は、一度敷いた後は、畳表の裏返し、表換えは数年～長い場合は10年以上に

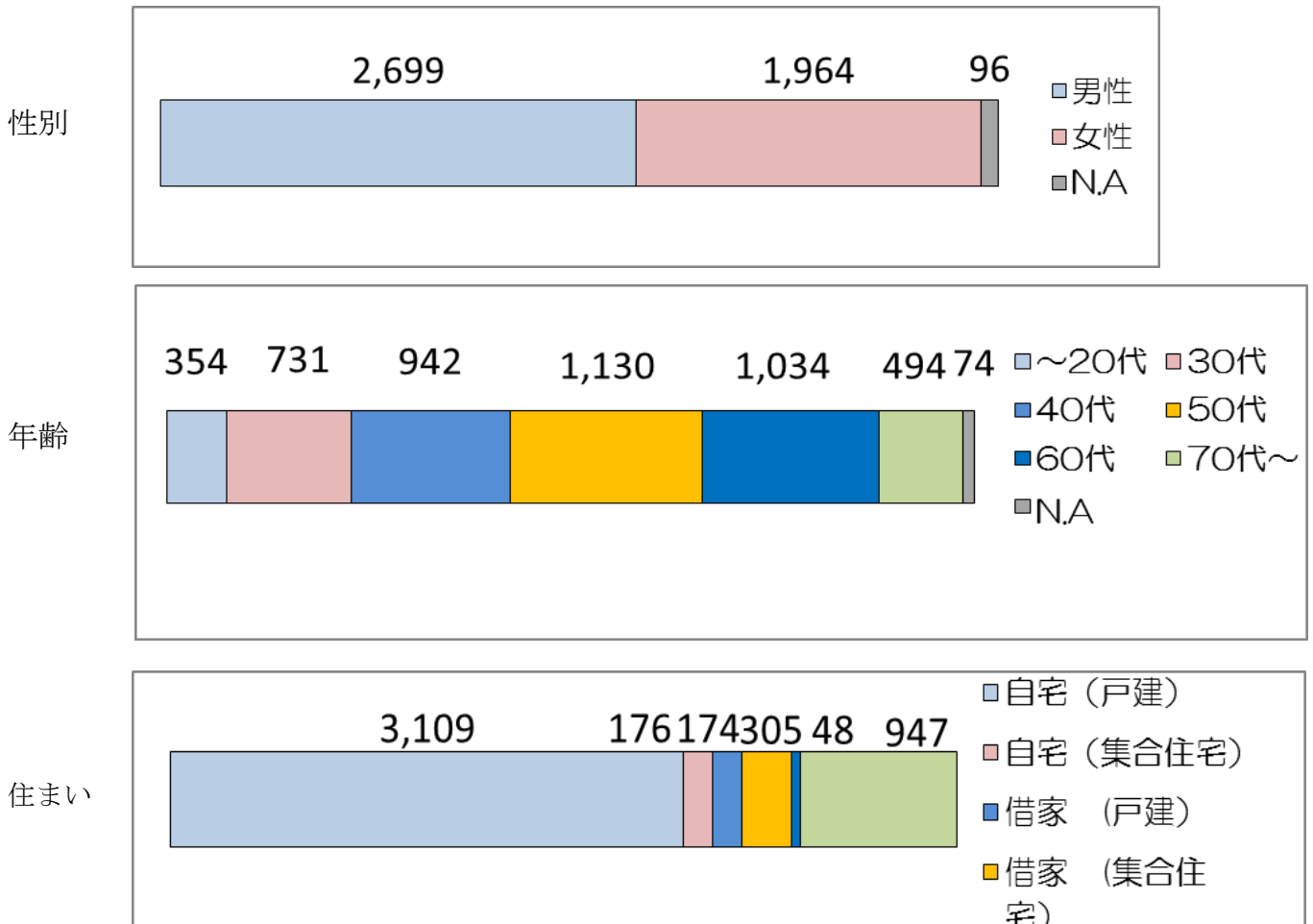
1回程度行う程度であり、消費者は、畳に関する基礎知識はほとんどないと見られるため、消費者の畳に関する理解を深め商品選択に資するためにはどのような表示項目が適当か、検討を行った。

- ・ このため、連絡会では、畳類の表示に関する消費者アンケートを実施し、消費者が畳の表示にどのような項目を必要としているのか調査を行った。

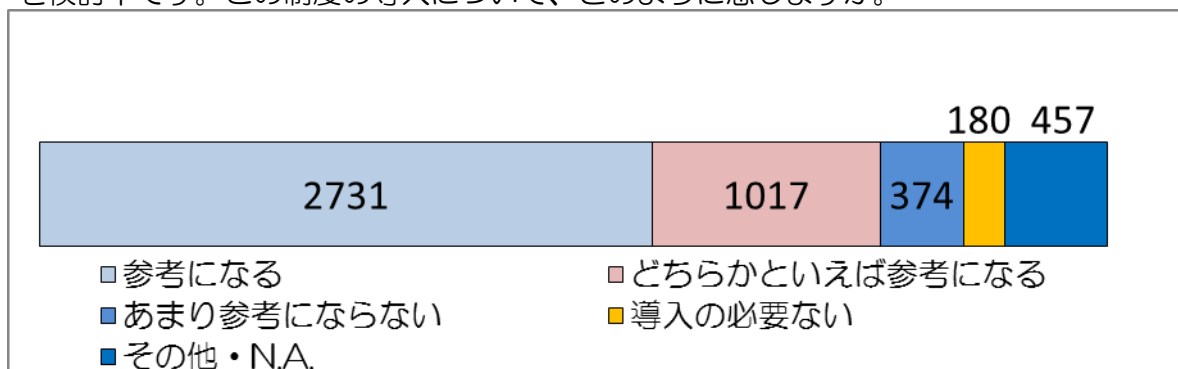
【アンケート調査結果の概要】

① 対象期間 2014年1月～3月

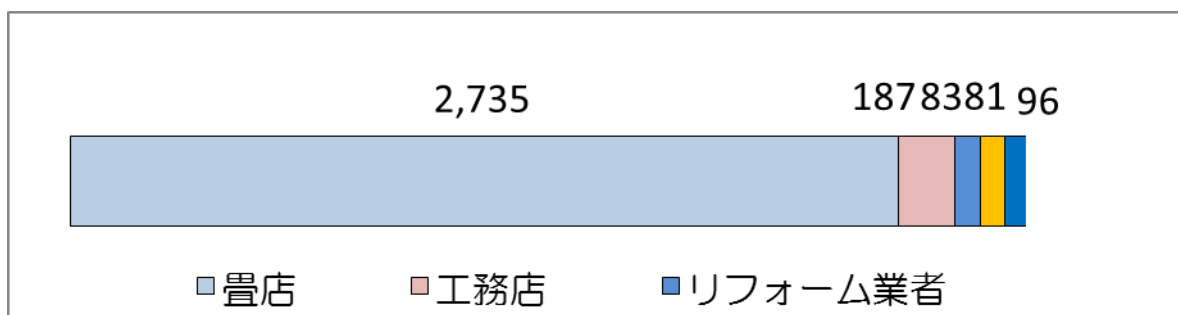
② 回答数 4,759



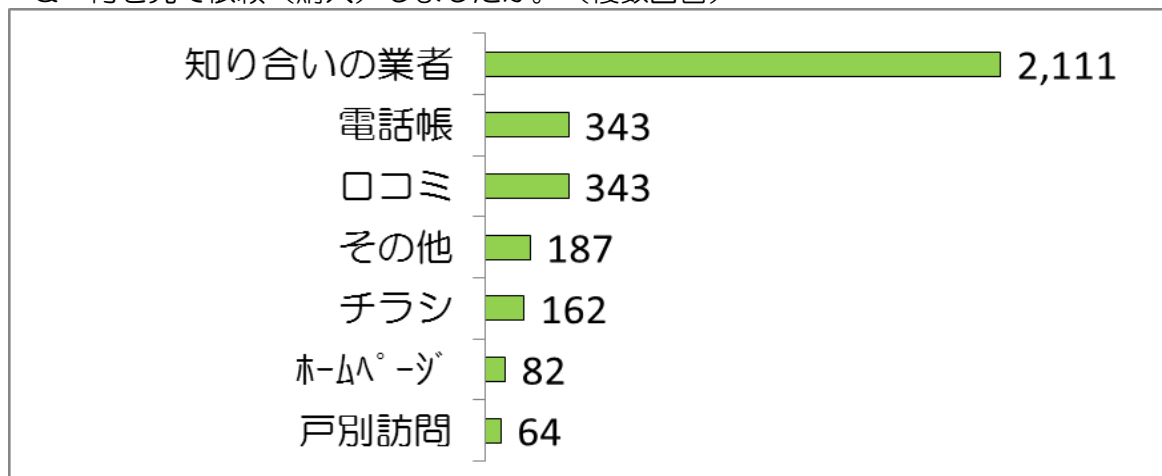
Q 現在、畳業界では、消費者の皆様へ安全・安心な畳を提供するための表示制度の導入を検討中です。この制度の導入について、どのように感じますか。



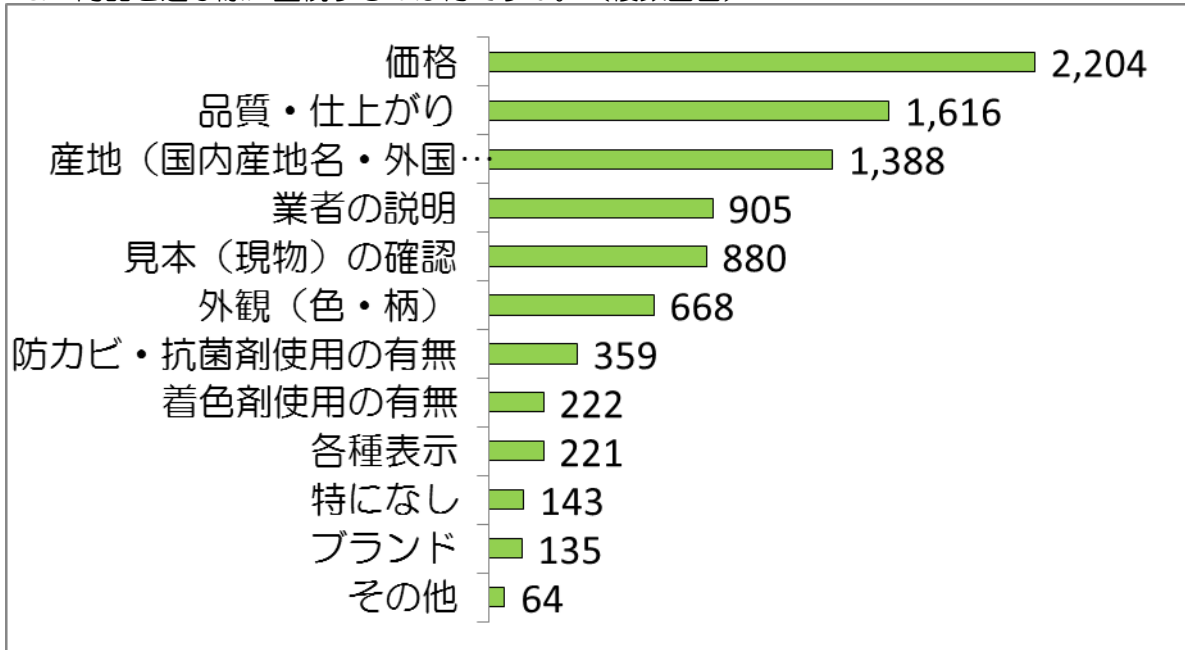
Q 畳の購入や表替え等は、どこに依頼しましたか。



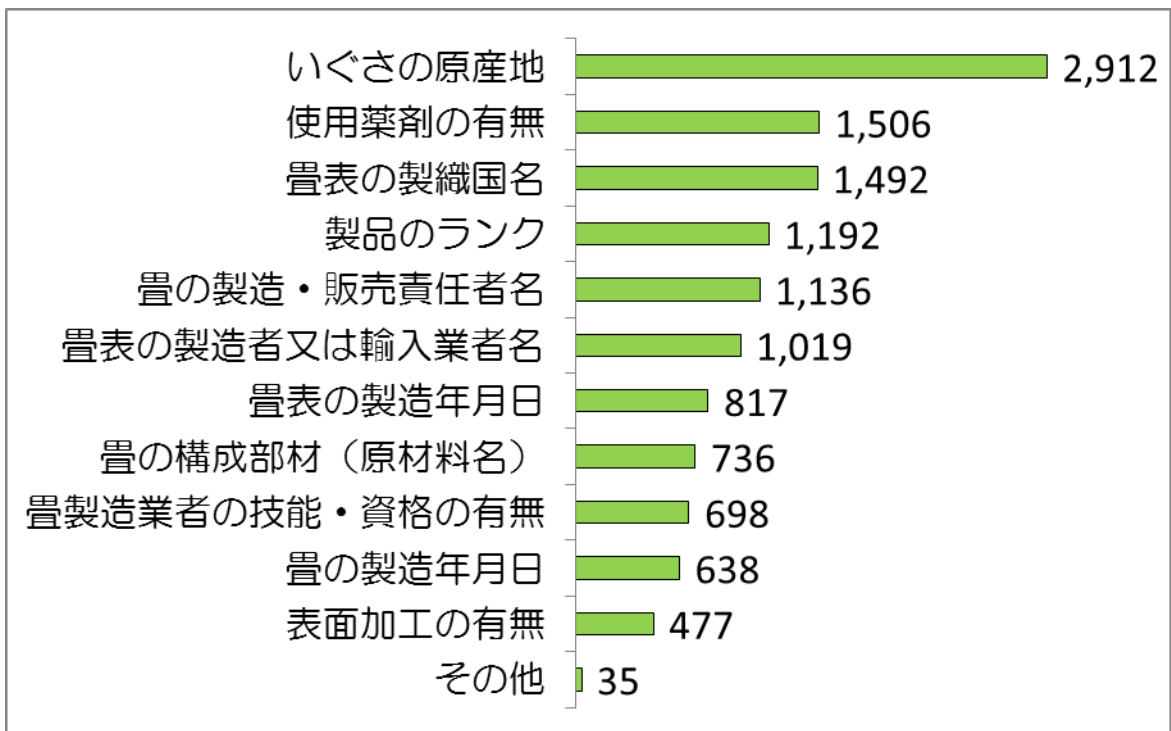
Q 何を見て依頼（購入）しましたか。（複数回答）



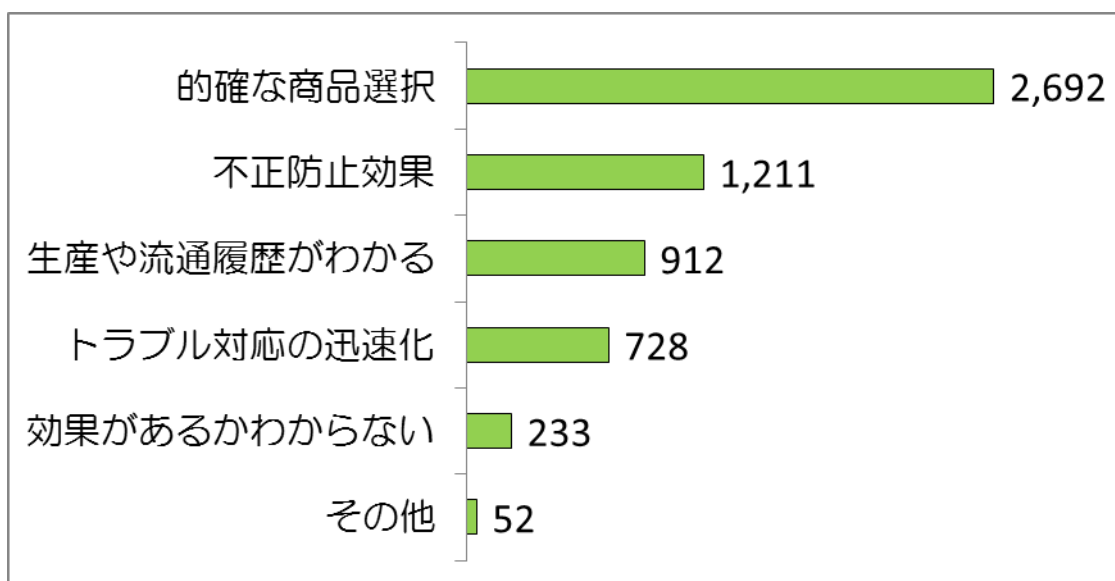
Q 商品を選ぶ際に重視するのは何ですか。（複数回答）



Q 畳類にどのような表示があれば良いと思いますか（複数回答）。



Q 上記の表示にどのような効果を期待しますか。



- ・ また、畳店（全日本畳事業協同組合）において従来から行われている表示項目を参考にしつつ、新たな表示項目が畳店にとって過大な負担にならないよう、慎重な検討が重ねられた。
- ・ なお、畳は、消費者からの受注により製造、表替え・裏返しされるという特殊性にかんがみ、納品時の表示に加えて、見積（受注）時においても表示を行うこととしている。また、公正競争規約で表示を義務づけている項目は、必要最低限の項目であることから、畳店は、消費者の関心に応じて商品選択に資する情報を表示するよう努める必要がある。

（２）商品説明時及び納入時の必要表示事項

1. 品名（新畳・表替え・裏返しの区分）
2. 畳表に関する情報（素材がいぐさ、七島いの場合）
 - ・ 畳表及び経糸の素材の名称
 - ・ 畳表の原料のいぐさ、七島いの産地名
 - ・ 製織地名（ただし、外国産のものは製織国名）
 - ・ 表面加工の有無、加工目的及び使用資材又は薬剤
 - ・ 国産の畳表の場合はQRコード付きタグの有無
3. その他の畳表（いぐさ、七島い以外）に関する情報
 - ・ 畳表及び経糸の素材の名称
 - ・ 生産国名

- ・ 表面加工の有無、加工目的及び使用資材又は薬剤
- 4. 畳床に関する情報
 - ・ 種類又は記号
 - ・ 製造者の氏名又は名称及び住所
 - ・ 防虫処理がある場合はその方法
- 5. 製造加工方法
- 6. 畳制作技能士資格、製造工程管理責任者資格（品質管理責任者資格）の有無
- 7. 一般消費者が支払う材料費を含めた畳類の総額

- ・ いぐさ、七島いの畳表に関する表示項目としては、畳表の素材（いぐさ、七島い）及び経糸の素材（麻、綿、混紡等）の名称、畳表の原料のいぐさ、七島いの産地名（国産は県名を外国産は原産国名を記載）、畳表の製織地名（外国産のものは製織国名）、防かび等の表面加工の有無、加工目的及び使用資材又は薬剤、国産の畳表の場合はQRコード（二次元バーコード：携帯電話で読みとるだけで生産者情報や栽培履歴を見ることができる。）付きタグの有無を表示することとしている。
- ・ いぐさ、七島い以外のその他の畳表の素材は、いわゆる工業表（化学表）のことであり、和紙表（機械抄き和紙に樹脂をコーティングしたもの）及びポリプロピレンが該当する。これについても、畳表及び経糸の素材の名称、生産国名（国産にあっては都道府県名）、防かび等表面加工の有無、加工目的及び使用資材又は薬剤を記載することとしている。
- ・ 畳床に関する情報としては、畳床の種類（稲わら畳床、ポリスチレンフォームサンドイッチ稲わら畳床、タタミボードサンドイッチ稲わら畳床、建材畳床）又はこれらを表す記号のほか、防虫処理がある場合は、その方法も表示することとしている。
- ・ 製造加工方法

畳表を縫い付けたものについては「縫着」、貼り付けたものについては「接着」と表示する。

畳類（新畳・表替・裏返）の製造加工に関しては製品をただ作ることに留まらず、製造加工から納品まで一連の作業が商品であると認識している。ここでは畳の製造加工に関して述べる。

 - ① 採寸 新築等の場合は現場の状況を見ながら、打合せにより採寸する。一般家庭の場合は生活の場に伺っての採寸となる。日時の打合せをして伺う。家具調度品等が部屋にあるため移動しながらの採寸となるため、慎重にかつ丁寧にを行う。（新築現場より採寸が困難で時間が掛かる）
 - ② 表替・裏返工事の搬出 打ち合せ日時に伺う。畳の収まり状態を慎重にチェックする。家具調度品を丁寧かつ慎重に移動しながら畳を搬出する。
 - ③ 製造加工 契約した約束事項や価格を考慮し材料の選定。機械による縫着も品質により縫い目等の調整をし、丁寧に仕上げる。
 - ④ 納品搬入（敷き込み）新築等の場合は現場の状況を見ながら、打合せにより納品する。一般家庭の場合は日時の打合せをして納品する。採寸と同様、家具

調度品があるため慎重に丁寧に移動しながら納品する。納品後は仕上りを慎重にチェックしお客様の確認をいただく。

(表替・裏返 も同じ)

- ・ 資格の有無

畳は単に畳床・畳表・畳縁を機械で縫って製造するだけでなく部屋の寸法、畳寄、敷居の高さに合わせて製作される工業製品である。その為高度な技能が必要とされる。また製品の製造から諸材料の仕入れ管理、製造工程、営業から経営に至るまで品質管理が重要となる。モノづくりには、技能と品質管理は一体のものであり必要不可欠である。

よって、技能・品質管理資格の有無は畳店にとっては当然であるが、消費者の商品・業者選択上、欠くべからざる情報となる。

- ・ 総額表示

消費者の苦情の中で、広告と実際の価格が違うために起きた請求金額に関するものが大変多い。そのため、事前の商品説明時における一般消費者が支払う、諸材料費を含めた総額の表示は最も重要であり、商品説明・見積時点で諸材料を含めた総額表示を行うこととしている。

(3) 広告における畳類の表示事項

- ・ 実際の広告事例を見ると、品名（新畳、表替え、裏返しの区分）、価格は最低限必要な項目として掲載されている。
- ・ 連絡会においては、一部の悪質な事業者は、広告やチラシで産地や品質（グレード）を伏せて常識的に考えられないような低価格表示により買い得感を煽り、実際の契約時にはじめて産地やグレードを示し、価格をつりあげるといった手法をとる例が報告された。
- ・ 上記のような悪質な事業者を排除するためにも、畳表の素材の種類、生産国、製織地名及び合理的根拠に基づく価格を表示することとしている。

【広告における表示項目】

1. 販売（製造加工）事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号
2. 品名（新畳、表替え、裏返しの区分）
3. 畳表は種類及び素材の種類並びに生産国名、製織地名（外国産は製織国）、畳床は種類及び素材の種類並びに製造国名。
4. 合理的根拠に基づく価格の表示

- ・ 広告における表示項目としては、販売（製造加工）事業者名（苦情の中に業者名を表示しない畳店の存在が多数であった）。品名（新畳、表替え・裏返しの区分）畳工事の

価格を大きく左右する主な項目として、畳表の生産国名（国産品、輸入品の別）、畳表の素材の種類（いぐさ、七島い、化学表）等について、合理的根拠に基づき表示を行うこととしている。

5 その他

(1) 連絡会加盟団体の位置づけ（役割）

連絡会加盟団体	主な事業及び連絡会における位置づけ（役割）	公正競争規約成立後の運用
全国い生産団体連合会	国産いぐさ・畳表の生産者の代表として、意見のとりまとめ・調整。	主産地（熊本県等）の生産者（約500名）は協議会会員として、国産畳表の出荷証明書による表示を推進。
全国い製品卸商団体連合会	畳表の生産、流通及び消費に関する調査・研究、ならびに畳表の需要促進。国内畳表産地問屋の代表として、意見のとりまとめ・調整。	産地問屋は、国産畳表、中国産畳表の出荷証明書販売記録等の表示を推進。国内畳表産地問屋の立場からトレーサビリティの監視
全国畳材料卸商組合連合会	全国各地の消費地問屋として情報の支援、宣伝活動、適正価格の研究を行い、公正、健全な取引慣行の追及。消費地問屋の代表として、意見のとりまとめ・調整。	会員が畳表・畳床の仕入伝票、出荷証明書の表示の推進。消費地問屋の立場からトレーサビリティの監視
全国畳材商社会	畳業界及び畳資材の進歩発展を図るための事業を行い、会員の公正な経済活動の機会を確保し、会員相互の知識と技術の交流、業界の発展に寄与。畳材商社の代表として意見のとりまとめ・調整。	産地問屋、消費地問屋との中間に入り（14社）、適正な仕入記録、出荷証明書による表示を指導、推進。
全日本JIS畳床工業協同組合	JIS認証を取得した畳床を製造する事業者で組合を組織、経営及び技術の改善向上、また組合事業に課する知識の普及を図るための教育、情報の提供。畳床業者の代表として意見のとりまとめ・調整。	JIS畳床には証紙（シールタイプ）を品種ごとに発行・添付し、出荷証明書による表示を推進。

全日本畳事業協同組合	畳、畳床の製造または販売を行う事業者。畳及び畳床の品質管理、畳事業に関する教育及び情報の提供。畳店の国内最大組織として畳店の意見のとりまとめ・調整。	組合員は3490人で“畳に関する商品説明”特に素材や産地、着色の有無など、一目で消費者に分かるような商品説明書を工事する前に消費者に説明し、納得後、工事終了後に渡すなど、適切な表示を推進。
全日本ISO畳振興協議会	ISO取得企業のデータに基づいた分析収集及び公開データに基づいた畳商品の提案。消費者の疑問や相談への対応。ISO畳振興の立場から会員の代表として意見のとりまとめ・調整。	協議会会員として、消費者の自主的かつ合理的な商品選択を促進すると同時に、畳業界の健全な発展に寄与するために、26名の会員が出荷証明書による表示を推進。

(2) オブザーバーの位置づけ（役割）

オブザーバー	連絡会における位置づけ（役割）	公正競争規約成立後の運用
日本建築士会連合会	都道府県ごとに設立されている建築士会をもって組織。住宅建築の発注側代表としての専門的立場から助言を行う。	住宅建築の設計を通じて間接的に公正競争規約の運用に関係する立場から、会員の建築士会がスムーズな対応が図られるよう協力。
一般社団法人JBN	畳工事を発注する全国の工務店の代表としての専門的立場から助言を行う。	工務店を通じた畳工事の発注・納入時の適切な表示を推進。
日本繊維板工業会 押出発泡ポリスチレン工業会	畳床を構成する部材としてタタミボード、押出法ポリスチレンフォーム保温材があり、それぞれの材料の製造・販売会社を会員として、日本繊維板工業会、押出発泡ポリスチレン工業会がある。	畳床を製造する場合にその材料提供を行うことで間接的に公正競争規約の運用に関係する立場から、会員各社にスムーズな対応が図られるよう協力・指導を行う。
一般社団法人日本規格協会	J I S標準化及び規格統一に関する普及・啓発等を図り、技術の向上、能率化に貢献する立場から助言を行う。	J I S標準化及び規格統一に関する普及・啓発等を通じて、間接的に公正競争規約に関与。

公益社団法人全国宅地建物取引協会連合会	都道府県の区域を単位とした47の宅地建物取引業協会（宅建協会）の代表としての立場から助言を行う。	一般消費者保護と宅地建物取引業の健全な発達を図る立場から間接的に公正競争規約の推進に関与。
東海機器工業株式会社 極東産機株式会社	畳を製造する専門機械メーカーの立場から助言を行う。	畳店が畳を製造する機械の提供を通じて、間接的に公正競争規約の推進に関与。
岡山県畳縁振興会 全国畳縁振興会（福井と合併して新たに発足）	畳を構成する部材として畳縁があり、メーカー代表の立場から助言を行う。	畳店が畳を製造する場合にその材料提供を行うことで間接的に公正競争規約に関与。会員各社に円滑な対応が図られるよう、協力。

（3）連絡会加盟団体の概要（別添1）

（4）畳類の基礎知識（別添2）